

議員発案第4号

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年12月14日

提出者 加茂市議会議員 滝 沢 茂 秋

賛成者 同 大 平 一 貴

同 同 保 坂 裕 一

同 同 中 野 元 栄

同 同 安 田 憲 喜

平成28年12月26日議決

加茂市議会議長 山 田 義 栄

## 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

新潟水俣病は公式確認から51年が過ぎました。この間、最高裁は二度にわたって現行の認定基準（昭和52年判断条件）では認められなかった被害者を「水俣病患者」と認めて、国や加害企業に賠償を命じました。最高裁は、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めています。

しかるに、今年9月末現在、167名が新潟県・新潟市に認定申請しているように、また国や昭和電工に賠償を求める訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていません。

一方、新潟県は昨年5月31日、今なお潜在患者が相当数いることを踏まえ、すべての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求める『ふるさとの環境づくり宣言2015』を発表しました。また、新潟県はこれに先立って、平成21（2009）年4月から新潟水俣病地域福祉推進条例を施行し、新潟水俣病被害者の福祉の増進や偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、被害者を社会全体で支える施策を地道に取り組んでいます。

さらに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）」の救済判定を巡って、国は異議申立ができる行政処分には当たらないとの見解を示していますが、新潟県は処分性があるとして異議申立を認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っています。この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると指摘しています。

よって、政府並びに国会におかれましては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望いたします。

### 記

1. 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
2. 平成21（2009）年7月に成立した水俣病特措法の37条に定めている「阿賀野川流域住民の健康被害実態調査」を速やかに実施すること。
3. 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境整備すること。
4. 昭和30（1955）年頃から昭和53（1978）年頃まで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取り組みを行うこと。
5. 水俣病特措法の異議申立を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年12月26日

加茂市議会議員 山田 義 栄

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
衆議院議長  
参議院議長

様